

[事案 28-348] 新契約無効請求

- 平成 29 年 10 月 10 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 28-347]の申立人の配偶者である。

＜事案の概要＞

契約時に募集人が誤った説明を行ったこと等を理由に、契約の無効および既払込保険料の返還等を求めて申立てがあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 28 年 3 月に募集代理店（銀行）の募集人を通じて契約した一時払終身保険（米ドル建）について、以下の理由等により、契約を無効または取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 正しくない情報に基づき、錯誤して契約した。
- (2) 申立人の健康状態や年齢（80 歳代）に照らすと、本契約の募集は配慮に欠けた募集であり、また外貨建保険を希望していないにもかかわらず、外貨建保険のみを提案していることから、適合性に反する。
- (3) 代理店における非公開金融情報・非公開保険情報の取扱いが不適切である。
- (4) 募集人は、申立人にとって最も重要な情報である生命保険の非課税枠が残っていないことを知っていたながら、その説明をせずに契約を勧誘した。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は適切に説明を行っており、また設計書等に正しく情報が記載されている。
- (2) 保険加入の判断に影響があるような申立人の健康上の問題等は認識しておらず、高齢者ルールを順守したほか、申立人からは外貨建保険を希望しないとの発言はなかった。
- (3) 非公開金融情報・非公開保険情報の利用について、申立人から同意を得ている。
- (4) 既契約の解約により非課税枠が空くため、新たに保険に加入すると非課税枠を利用することができることを説明している。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、募集人に対して事情聴取を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は実施できなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が錯誤していたとは認められること、募集人が誤った説明を行ったとは認められないこと、募集人が高齢者ルールや適合性の原則に違反しているとは認められないこと、本契約を無効とすべきような非公開金融情報・非公開保険情報の不適切な取扱いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。